

ID: 1530

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	介護給付費等の負担額の特例認定		
法令名 根拠条項	障害者自立支援法 第31条		
法令番号	平成17年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第31条の規定による。 (介護給付費等の額の特例)</p> <p>第31条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける次の各号に掲げる介護給付費等の支給について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。</p> <p>(1) 介護給付費又は訓練等給付費の支給 第29条第3項 (2) 特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給 前条第2項</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日